

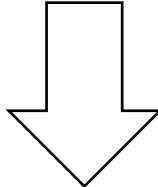
防衛装備移転について

国家安全保障局
令和7年11月

防衛装備移転三原則

防衛装備移転三原則

(2014年 国家安全保障会議決定・閣議決定)



防衛装備移転三原則の運用指針

(2014年 国家安全保障会議決定)

原則1：移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転しない

- ① 我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③ 紛争当事国(※)への移転となる場合

(※)武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国

原則2：移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査

- ① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- ② 我が国の安全保障に資する場合

原則3：目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定

○ 移転を認め得る案件を限定例挙

【我が国の安全保障に資する移転として認められるもの(概要)】

- ・ 国際共同開発・生産
- ・ ライセンス生産品
- ・ 部品
- ・ 5類型(救難・輸送・警戒・監視・掃海)に該当する完成品

○ 厳格審査(移転先や技術の機微性等を考慮)や適正管理の確保(原則として我が国の事前同意を相手国政府に義務付け)に係る細部を規定

安全保障戦略 (2022年、抜粋)

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ

2 戰略的なアプローチとそれを構成する主な方策

(2) 我が国の防衛体制の強化

工 防衛装備移転の推進

防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する。その際、三個の原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討する。

防衛装備移転を円滑に進めるための各種支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める。

運用指針改正の経緯(2022年～)

2022年2月

ロシアによるウクライナ侵略

2022年3月

運用指針の改正

2022年12月

国家安全保障戦略の策定

2023年12月

運用指針の改正

2024年3月

運用指針の改正

(+GCAP完成品の我が国から第三国への直接移転に係る閣議決定)

○ ウクライナへの非武器支援(2022年3月運用指針改正)

➢ 国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して、自衛隊法第116条の3に基づく自衛隊の不用装備品(自衛隊法上の武器を除く)の譲渡を可能に。

○ ライセンス生産品の提供

➢ 米国由来以外も含むライセンス生産品(完成品を含む)をライセンス元国へ提供可能に。

(自衛隊法上の武器については、ライセンス元国以外の国に更に提供する場合、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国は原則不可。)

○ 部品の移転

➢ 「部品」の定義を明確化した上で、安保協力関係のある国に対して総じて移転可能に。

○ 5類型(救難・輸送・警戒・監視・掃海)

➢ 本来業務や自己防護に必要な自衛隊法上の武器を搭載可能であることを明確化。

○ 被侵略国への非武器支援

➢ 侵略等を受けた国に対し、自衛隊法上の武器には該当しない装備品を移転可能に。

○ 厳格審査・審査プロセス

➢ 移転を認め得る案件を多様化すると同時に、厳格審査を拡充。自衛隊法上の武器の直接移転や第三国移転は、国家安全保障会議での審議・公表を基本に。

○ 国際共同開発・生産(完成品の第三国への直接移転)

➢ 我が国の防衛力整備上の必要性から参画する案件であって、第三国への完成品の直接移転が必要となる国際共同開発・生産に限定して移転可能に。その上で、3つの限定を付す。

- ① 今回第三国への直接移転を認め得るのはGCAPに限定、今後新たなプロジェクトが生じた場合は、運用指針に追記し、個別具体的に特定。
- ② 移転先は、国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束(防衛装備品・技術移転協定等)の締結国に限定。
- ③ 武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国には移転しない。

主な移転案件(前回の三文書改定以降)

フィリピンへの警戒管制レーダー等の移転【5類型(警戒・監視)】

➤ 自衛隊の固定式警戒管制レーダー及び対空レーダーをベースにした完成品をフィリピンに移転。2023年10月、固定式の1基目を納品。



FPS-3ME
(固定式)

JTPS-P14
(移動式)

ウクライナへの装備品(非武器)の移転【被侵略国】

➤ **2022年3月の運用指針の改正**を踏まえ、防弾チョッキ、防護衣
・防護マスク、1/2tトラック・高機動車・資材運搬車等を移転。



防弾チョッキ 防護衣・防護マスク 1/2tトラック・高機動車・資材運搬車

米国へのペトリオット・ミサイルの移転【ライセンス生産】

➤ **2023年12月の運用指針の改正**を踏まえ、自衛隊が保有するペトリオット・ミサイルを米国に移転。米国への防衛装備品の完成品の移転は初めて。



ペトリオット・ミサイル (PAC-3)

次期戦闘機(GCAP:global combat air programme)【国際共同開発・生産】

➤ 2035年度の初号機配備に向け、日・英・伊で共同開発を推進。**2024年3月の運用指針の改正**により、我が国から第三国への直接移転を可能に。



次期戦闘機 (イメージ)

豪州次期汎用フリゲート【国際共同開発・生産】

➤ 豪州は、次期汎用フリゲート11隻を調達予定。2025年8月に日本の「もがみ」型護衛艦能力向上型を選定。今後、同型をベースに、日豪で共同開発・生産を予定。



「もがみ」型護衛艦